

「川崎市子どもの権利条約」を活かす -1-

(仮称)川崎市子ども夢パークをつくる

夏井 賢

(川崎市教育委員会生涯学習推進課主任指導主事)

今年1月に計画が発表された(仮称)川崎市子ども夢パークは、川崎の子どもの、子どもによる、子どものための諸活動の拠点として整備されるものです。これは子どもたちが自分の責任で自由に、様々なことが体験できるプレイパーク的な場所として、全市的な子ども活動の拠点とするものです。

川崎市では、川崎市教育懇談会から提案された、子どもたちによる自治を体験する「子どもふれあい村」構想に沿った形で、子どもたちの自主性・主体性を尊重した「川崎子ども議会」や「子ども会議」など、子どもの意見表明の場を保障しようとする様々な事業が展開されてきました。また、川崎市を子どもたちにとって元気でいきいき活動できる“まち”にすることを目指して、1997年度から「川崎子ども・夢・共和国」事業も行われています。

(仮称)川崎市子ども夢パークは、4月1日から施行された「川崎市子どもの権利に関する条例」を具現化するものとして、子どもの居場所の確保、地域における子どもの自治的活動の支援、参加活動の拠点づくりなどを旨とすると共に、これら子ども関連事業の集大成の場となることが期待される場所です。

子どもの活動拠点となりますので、基本構想から実施設計までの各段階において、また完成後の運営に至るまで、子どもたちのアイデアや意見・提案・要望を反映しながら事業を進めることが求められます。そこで、公募した80名ほどの子どもたちと現在ワークショップを開催しています。そこでは、予定地を見学し、イメージを

創ってもらい、この場所に何を求め、どんなことをしたいのか、そのためにどんな設備が必要かなどについて話し合い、絵を描き、設計に取り組む活動をしています。利用開始は2003年度の予定です。

夢パークに参加して

佐野孝明(川崎市在住高校生)

夢パークは平成13年度中に工事が始まる予定です。私たちがやっているのはその夢パークの「構想」や「何ができるか」「ここで何をするのか」を話し合い活動しています。

その話し合いでは、皆でグループに分かれてその中で話し合いをするというものになっています。自分の意志で司会をしたいという中学生、高校生の有志が集まって打ち合わせをし、グループリーダーとして話し合いを進めています。3/28の第3回では、今までサッカーをしたい等の漠然としていたものを、絵にして、具体的にしました。今の所、この次にどうするかは、まだ決まっていますが、未だ3回目なのでもっと皆、仲良くなりしたいと思います。

私は、夢パークを、いろいろな子どもや、地域の人が皆で仲良く使える所にしたいと思っています。また、いじめられている子の相談も受け付けてくれる所にしたいな~と思っています。未だ活動の途中なので感想とかはないですが、まだまだこれからですので暖かく見守ってください。

ところで、川崎では、子どもの権利に関する条例が出来ましたが、まだまだ広まっていません。夢パークが出来てそこに来た人たちからでも広がっていくといいなと思います。

NEWSLETTER No.55 CONTENTS

TOP PAGE

- ・(仮称)川崎市子ども夢パークをつくる /1
- ・夢パークに参加して /1

子ども関連TOPICS

- ①国連・子どもの権利委員会最新情報 /2
- ②子どもの権利条約第2回審査に向けてNGOが活動開始 /2
- ③人種差別撤廃委員会の日本政府報告書審査から /3
- ④第1回子ども・NPO全国フォーラム報告 /4
- ⑤「千葉県立小金、東葛飾、国府台高校の卒業式を生徒たちと共に考える」市民集会報告 /4

子どもの権利学習

- ①CAPの権利学習 /5

- ②2000年度第2期学習講座報告集 /5・6

- ③子どもの権利条約フォーラムinあおもり開催に向けて /7

子どもの活動報告

- ①ドイツ・クレツァー来日記念イベント「ここがおかしい選挙権年齢!!」報告 /7

- BOOK GUIDE /7

- NCRC活動カレンダー /8

お知らせ・その他

- ①「第2回子どもの商業的性的搾取に反対する横浜会議」について /8
- ②ニュースレター54号お詫びと訂正 /8

国連・子どもの権利委員会に新委員

—教育の専門家も参加へ—

平野 裕 二 (子どもの権利条約ネットワーク運営委員)

2001年2月26日に開かれた第8回子どもの権利条約締約国会議で、国連・子どもの権利委員会の委員5人の改選が行なわれた。これにより、第27会期(今年5~6月)以降の委員会の以下の通りとなる。*印は今回選ばれた委員(サーデンバーグ委員のみ再選)。教育の専門家が2名加わる一方で、法的な議論が後退するおそれもある。

〈アジア〉

*イブラヒム・アブドゥル・アジズ・アルーシェディ(サウジアラビア/男性)

文化対外関係教育省副長官、サウジ児童福祉委員会事務局長。専門は教育行政(修士号)で、ユネスコ国内委員会の事務局長なども務めており、委員会が迎える初の教育専門家。

*ガリア・モハド・ビン・ハマド・アルータニ(カタール/女性)

小児科医。1964年生まれで最若手の委員。小児科局長、医学教育奨学局長などを務める。

*セイシュリー・チュティクル(タイ/女性)

子ども・青年・女性・教育・社会開発担当相、上院議員(女性・

子ども・青年・高齢者委員会委員長)、国連女性の地位委員会委員などを歴任。専門は教育行政(修士号)、教育心理学(博士号)で、やはり教育専門家としての活躍が期待できる可能性がある。国内外のNGOからの支持も高い。

〈アフリカ〉

アワ・ヌディエ・ウェドラーゴ(ブルキナファソ/女性)

アミナ・ハムザ・エルギンディ(エジプト/女性)

〈西ヨーロッパ〉

ジュティス・カーブ(イスラエル/女性)

エリザベス・ティーゲルシュテッドターテラ(フィンランド/女性)

ヤーコブ・エグバート・ドック(オランダ/男性)

*ルイギ・チッタレラ(イタリア/男性)

人権法学者(法学博士)、省庁間人権委員会(外務省)事務局長。

国連総会第3委員

会や国連人権委員会へのイタリア代表団メンバー。

〈ラテンアメリカ・カリブ諸国〉

*マリリア・サーデンバーグ(ブラジル/女性)

外交官、科学・技術・技術協力局(外務省)局長。

子どもの権利条約第2回審査に向けて NGOが活動開始

平野 裕 二 (子どもの権利条約ネットワーク運営委員)

子どもの権利条約の実施状況に関する第2回政府報告書の提出期限が5月21日と迫っています。政府側も期限までの作成・提出に努めるといふことで、多少の遅れはありうるにせよ、遠からず国連・子どもの権利委員会に提出される見込みです。

第1回審査(1998年5月)では、日本のNGOが委員会に提出した情報がフル活用され、充実した審査が行なわれました。第2回審査に向けても、条約および委員会の勧告の実施状況の検証、政府との建設的対話、委員会への情報提供などの面でNGOがとりくみを進めていく必要があります。

すでに、前回の審査で総合的なNGOレポートを提出した3団体が活動を開始しました。ひとつは「子どもの権利条約NGOレポート連絡会議」(事務局連絡先=子どもの人権連Tel.03-3265-2197)で、筆者も事務局責任者のひとりです。前回は、子どもの

人権連と反差別国際運動日本委員会(IMADR-JC)の共同コーディネートでNGOレポート『子どもの権利条約 日本の課題95』(労働教育センター)を提出するとともに、フォローアップとして『子どもの権利条約のこれから』(エイデル研究所)も刊行しました。

もうひとつは、前回『“豊かな国”日本における子ども期の喪失』(花伝社)と題するNGOレポートを提出した「第2回子どもの権利条約 市民・NGO報告書をつくる会」(事務局連絡先=DC1日本支部Tel.03-3466-0222)です。また、日本弁護士連合会(日弁連)も第2回審査に向けたとりくみを開始しています。3団体の連絡会を随時開催し、政府や委員会との関係で相互の調整を図っていくことも合意されました。

第2回報告書の審査は早くても2003年になる見込みです。

人種差別撤廃委員会の日本政府報告書審査から

前田 朗 (東京造形大学教授)

1. 石原都知事発言は差別発言

人種差別撤廃委員会は3月8日と9日に日本政府報告書を審査し、20日に「最終所見」を公表した。石原発言が問題とされたことは日本でも報道された。委員会の見解は次の通りである(翻訳は反差別国際運動日本委員会を参照した)。

「13. 委員会は、高い地位にある公務員による差別的な性格を有する発言、ならびに、とくに人種差別撤廃条約4条cの違反の結果として当局がとるべき行政上または法律上の措置がとられていないこと、および当該行為が人種差別を扇動し助長する意図がある場合にのみ処罰されうるという解釈に懸念をもって留意する。締約国に対し、かかる事件の再発を防止するための適切な措置をとること、とくに公務員、法執行官および行政官に対し、条約7条に従い人種差別につながる偏見と闘う目的で適切な訓練を行うよう求める。」

石原発言が差別発言であるのに、日本政府が何の対処もしていないことが明確に指摘されている。審議においても、次のような発言が続いた。

「石原発言は三国人差別であり、外国人は犯罪者としている。残念ながら日本政府は何の対応もしなかった。」(ロドリゲス委員・エクアドル)

「石原発言には非常に傷いた。これは表現の自由の問題ではない。表現を通じた他者への侵害である。石原発言を言論の自由などというが、社会に多くの混乱を起こし、アジアの労働者が排除された、経済的な損害と精神的損害が実際に発生している。」(タン委員・中国)

「驚きを禁じえない。公の発言で外国人一般に対する表現を使っている。特定の人に対する差別行為や文書流布も暴力行為に匹敵する。他の人々の存在を否定する言論は、物理的暴力よりも激しい暴力となる。」(ユーティス委員・アルゼンチン)

「日本は人種主義的動機による暴力を犯罪としていない。人種差別に対処する法律を制定し、処罰を行い、予防と教育を行うべきである。法律はシンボリックな意味もあり、社会において無視すべきでない価値観を示すことができる。」(デ・グート委員・フランス)

「人種優越思想の表現の自由はない。石原都知事の差別的発言に対処も講じられていない。外国人嫌悪ポスターが放置されている。在日朝鮮人誹謗パンフレットも配布されている。外国人嫌悪思想の流布、意図的扇動がなされれば、裏にある意図が何であれ犯行者を起訴するべきである。日本社会が実際にどのように差別を撤廃するのか知りたい。みんなでお祈りするの(あちこちから笑いが起きる)。」(ディアコヌ委員・ルーマニア)

こうした審査の結果として次のような「最終所見」がまとめられた。

「11. 委員会は、条約4条a・bに関して日本が維持している留保に留意する。委員会は日本政府の解釈が4条に基づく締約国の義務と抵触することに懸念を表明する。人種的優越・憎悪に基づくあ

らゆる思想の流布の禁止は、表現の自由と両立する。

「12. 人種差別の禁止一般に関し、委員会は、人種差別それ自体が刑法において明示的かつ十分に犯罪とされていないことを懸念する。委員会は、人種差別を犯罪とすること、およびいかなる人種差別行為に対しても国内裁判所および他の国家機関を通じて効果的な保護と救済措置を利用する機会を確保するよう勧告する。」

2. 子ども・教育をめぐる

子どもや教育についても、いくつもの発言があった。在日朝鮮人に関する発言の一部を紹介しておこう。

「チマチョゴリ事件は、マスコミによる核疑惑騒動によって事件が発生している。逮捕は160件の事件のうち僅か3件というが本当か。」(ディアコヌ委員)

「表現の自由と暴力行為に関して、団体の規制法がない。委員会としては懸念を有する問題である。日本は明らかに4条を実施していない。破防法は、人種差別助長扇動団体に対して適用されない」

(ユーティス委員)

委員会は次のように指摘する。

「14. 委員会は、朝鮮人(主に子どもや児童・生徒)に対する暴力行為の報告、およびこの点における当局の不十分な対応を懸念し、政府が同様の行為を防止し、それに対抗するためのより断固とした措置をとるよう勧告する。」

教育の権利についてもみておこう。

「外国人の子どもには教育をうける権利・義務を保障することが必要である。」(ロドリゲス委員)

「公立学校でハングル教育はなぜ認められないのか。」(ディアコヌ委員)

「公立義務教育学校に外国人が希望すれば入れるというのは矛盾である。義務教育なのに希望して入学するというのは理解できない。日本語の授業しかしていないのはおかしい。外国語の授業もすべきである。」(ピライ委員・インド)

「在日朝鮮人について日本政府報告書はマイノリティという言葉を用いていないがなぜか。民族名の重要性を指摘したい。差別を恐れて日本名を使用する例が多いという。バイリンガルな教育を受ける権利が認められるべきである。人種差別への対策には適切な法システムが必要である。人種差別撤廃努力をしているというが、撤廃プログラムは法律なしにできるのか。」(ソーンベリ委員・イギリス)

委員会は次のように指摘する。

「15. 外国籍の子どもに関して、委員会は、初等教育および前期中等教育が義務教育となっていないことに留意する。日本政府は『日本の初等教育の目的は、日本人を教育することにあるから、外国人の子どもにかかる教育を受けるよう強制することは適切ではない』という。委員会は、統合目的を確保するために強制手段を用い

ることが不適切なものであることに同意する。しかし、3条および5条(e)(v)に関し、異なった取扱基準を設けることが、人種隔離ならびに教育、訓練および雇用についての権利の不平等な享受をもたらすおそれがある。日本が、人種、皮膚の色または民族的若しくは種族的出身による差別なしに関連する権利の保障を確保するよう勧告する。

「16. 委員会は、朝鮮人マイノリティへの差別を懸念する。朝鮮学校を含むインターナショナルスクール卒業生が日本の大学に入

学することへの制度的な障害のいくつかを取り除く努力が行われているが、朝鮮語による学習が認められていない、および在日朝鮮人生徒が上級学校への進学に関して不平等な取扱いを受けていることを懸念する。この点におけるマイノリティの差別的取扱いを撤廃し、公立学校におけるマイノリティの言語による教育を受ける機会を確保するため、適切な措置とるよう勧告する。」

次回の報告書提出締切りは2003年1月である。

子ども関連TOPICS ④

21世紀は子ども市民がつくる！

—第1回子ども・NPO全国フォーラムに参加して—

安部 芳 絵 (早稲田大学大学院)

2001年3月24日～26日にかけて、三重県伊勢市と鳥羽市で第1回子ども・NPO全国フォーラムが開かれました。のべ人数1万人をこえたフォーラムは、3000人による勇壮なソーラン節ではじまり、シンポジウムでは、北川正恭三重県知事、寺脇研文部科学省審議官らが出席し「21世紀の市民社会」について行政、NPO、企業の各分野からビジョンが語られました。

2日目は「少年事件をめぐって—子どもたちの心の現実とは？」(講師：宮台真司東京都立大学助教授)、「子どもをサポートするファシリテーターワークショップ」(講師：山本克彦生涯学習研究所SOUP代表)などのセミナーが行われました。セミナーと平行し

て子どもだけが参加できる「子ども会議」も1日に渡って行われ、子どもだけでもこれだけできるんだぞ、というエネルギーを見せてくれました。夜は「大野外交流会」があり、ファッションショー、ライブ、バラバラなどで盛り上がりました。

3日目はいよいよ子どもの登場です。三重県の子どもたちが中心となって創りあげた「子ども会議」や「大野外交流会」に続き、子どものパワーを感じさせてくれたのが「子どもサミット21」でした。サミットにはドイツから子どもの権利の活動をしている「クレツァー」のパウラとメタも参加し、日本の子どもたちとともに、まさに21世紀は子ども市民がつくる時代だと感じさせてくれました。

子ども関連TOPICS ⑤

千葉県立小金、東葛飾、国府台高校の卒業式を生徒たちと共に考える

—3・4緊急市民集会の報告—

米 田 修 (千葉子どもサポートネット代表世話人)

3月4日柏市中央公民館で、当ネット主催の緊急市民集会を60名余りの参加者で開いた。これは同3校の卒業生らが、2月14日県教育委員会宛に「卒業式の日丸掲揚・君が代斉唱の完全実施を求めた職務命令(1月5日、県教育長通知)の撤回を求めた請願書」を提出し、同委員会事務局・学校長との交渉状況・結果を地域社会に報告し、彼らの活動を支援するために行った。

3月7日、8日に行われる3校の卒業式までの限定された時間と、交渉相手が校長だけではなく県教委という行政機関を直接対象としたので、手さぐりの取り組みでしたが、請願書自体の内容もさることながら、その交渉も彼らだけで行い素晴らしいものだった。

集会当日、3校の高校生たちは、「卒業式について教師や親と話し合ってきた。このような3校の自主・自立の精神を壊してしまう命令ではなく、これまでの話し合いの結果を尊重して欲しい」、また埼玉県立所沢高校の卒業生(現在大学生)は、「この問題につい

て、私たち卒業生ら189名は、日弁連に対して人権救済の申し立てを行ったが、「当時の学校長の行為は、意見表明権・参加権を侵害したものであり、子どもの権利条約第12条に違反する」等の内容の要望書を1月26日に出してくれた。意見表明というものは、大人が説明する義務を課している。生徒自身がこの問題を深めて欲しい』等との報告があった。会場からは、『今後この問題の芽をどう残していくのか。持続していくことが大切。どう拡げていくか。行政は嵐が過ぎるのを待っている。しつこくあきらめないで言っていくことだ。』等の彼らを支援する発言があった。

最後に県教委らに対し、請願にこめられた高校生たちの思いや意見を誠実に受けとめ、請願を委員会会議で審議し、命令ではなく彼ら高校生と話し合いによって、回答されることを要望する「集会アピール」を採択し、3校校長と県教委あてに送付した。

CAPの権利学習 —子どもにふれあう私達の権利意識—

安藤 由紀 (PEACE CAPプロジェクト)

1991年、わたしは子ども時代に性的虐待を受けた、成人女性のための自助グループのファシリテーターをしていました。そして1994年に子どもへの暴力を防止するためにグループCAPをたちあげました。

家族や親戚からの虐待ほど他人にうちあけにくく、発見がむずかしく、加害者の圧倒的優位な立場に巻き込まれて、子どもは「自分がわかった」「自分はもう汚れてしまった」と思い込み、恋愛や結婚、出産、夫婦関係、子育てにまで広く影響を及ぼしてしまう現実があります。

今でこそ、葛飾区、川崎市、次いで柏江市と、教育委員会の提案によって学校現場に導入できることになりましたが、日本では「虐待」というテーマを学校で子ども達に語り、しかも教職員以外の民間のNPOの人々によって授業が行われるということは、今まで考えられない事でした。

けれど、当時3人のメンバーによって結成されたグループCAPは、ワークショップでは無意識のうちにお母さん役割や教条的な先生になってしまう事の危険性に気付いていました。

子どもワークショップでは、性的暴力以外にもいじめや誘拐からいかに子ども自身が危険を察知して、権利意識をふまえた上で身を守るかという、危機的状況への察知や、人に言いにくい虐待をうちあけることの大切さをくり返し話し続けてゆきます。たった50分のワークショップの中で、子どもの疑問や意見に子どもの目線に添いながら、子ども自身の言葉にならないいやな感覚を私達が察知で

きるかどうかという緊張にせまられる時間でもあるのです。

シナリオを暗記し、スタイルだけでできあがればそれで1人前というわけではありません。性被害以外にも、個別の子どもを抱える多くの問題、例えば一人親の子どもへの権利、在日外国人としての子どもの権利、障害をもつ子ども、ホモセクシュアルの子ども、同和問題、ありとあらゆる差別にたいする敏感な感受性を磨きつづけることが求められます。

また私たち自身がどこかに、人に対する差別意識をもっていたり、あまりに悲惨な出来事から目をそらそうとすると、聞きたくないという無意識が壁になって子どもに向き会えない状態を作ります。反対に自分の身に覚えのある、似たような被害体験を持つ子どもには妙に思い入れが強くなり、出来ない約束まで交わしてしまう結果にもなりかねません。

子どもの権利を伝えるという役割は、実は私達大人がどれだけ自己研鑽し、自分の傷に気づき、成長できるかという覚悟の上に成り立っています。けれど私達大人の限界点を見せつけられるような、子どもの感情や疑問にそれしてしまう答え方にどう、本人が気づいてゆくか、課題を抱えた活動でもあるのです。

この4月から、PEACE CAPプロジェクトと名前を改め、今までの反省点を振り返り、防止教育以外にも、治療や研修のできる交流する場として、この度調布市に事務所を構えました。内容に関しては0424-90-0900まで御問い合わせください。

子どもの権利学習 ②

2000年度子どもの権利条約ネットワーク第2期学習講座

第1回 (2/2)

子どもの性搾取・性虐待をなくすために
～横浜国際会議にむけて～

講師：坪井真規子さん(エクパット・ジャパン・関西)

2001年12月17日～20日に、横浜で「第2回子どもの商業的性搾取に反対する世界会議」が開催されます。1996年8月にスウェーデンのストックホルムで開催された第1回会議以降、世界各国で子どもの商業的性搾取の問題の改善に向けた取り組みが広がっています。日本では、1999年5月に「子ども買春・子どもポルノ禁止法」が成立、同年11月に施行され、ようやく子どもの性虐待に対する取り組みが始められたものの、日本ではとくに性に関する話題を公に議論することが少なく、対策は遅れています。学習講座第1回目はワークショップを交えながら、問題点と重要な視点について学習しました。

問題点としてはまず第一に、前述した「子ども買春・子どもポルノ禁止法」が、子どもポルノを見る側の視点からつくられたものだという点が、そして第二には、子



どもの商業的性搾取を、「淫行＝道徳に反する」が故に規制するという文脈で語られている点があげられました。

子どもの商業的性搾取を「道徳に反するもの」という視点で見ると、道徳に反するものと反しないものとの区別が非常に難しくなると同時に、これらは「大人の健全な性道徳観」から見る＝大人の視点によるものとなり、たとえ子どもが傷ついても大人の感覚で道徳に反するものとはいえないと判断された場合には、子どもを救済できなくなります。

この問題を考える上で重要になるのが、「子どもへの権力濫用と人権侵害」という視点です。この視点ならば、子どもへの被害の有

無によって問題を捉えることができ、性搾取を規制することができます。重要なのは当事者である子どもが実際に被害を被っていると感じるかどうかが、ということなのです。

子どもポルノは、明らかに子どもに対する性虐待、権利侵害であり、子ども自身が虐待を受けた、あるいは権利を侵害されたと感じるかという子どもの観点からの規制が重要であるということが、この講座によってよく認識されました。(内田 塔子)

第2回 (2/9)

条約入門ワークショップ ～世界の子どもから学ぶ～

ファシリテーター：甲斐田万智子さん(国際子ども権利センター)



学習講座では、まずアイスブレイキングをしたのち、子どもの権利についての16の質問が書いてあるシートが全員に配られ、答を知っている人を捜して、手元の表に

答をタテ、ヨコ、ナナメ、いずれか4つをそろえる「地球市民ビンゴ」ゲームが行われました。「南アジアで親の借金のカタに働かされている子どもの数は、A20万人、B200万人、C2000万人？」(正解はC!)。「子どもの権利条約は全部で何条？」(ご存じですか?) などなど、ファシリテーター甲斐田さんみずから作成された問題に、参加者同士交流を深めながら子どもの権利について、南の子どもたちについて、基本的な知識を楽しく身につけていきました。

次に、5人ずつで4つのグループを作り、南の国で働く子どもたちを支援するプロジェクト案が示され、各グループで独自にその優先順位を考えるという課題に取り組みました。

読み書き教室を開く、労働組合を組織する、子どもの権利を教える、職業訓練をする、児童労働についての情報提供する、活動する子どもたちが出会う機会を提供する、等々9項目を各グループが話し合い、それを模造紙に書き出して、なぜ順位を決めたかなど発表をしいました。この過程で、参加者はみなNGOのメンバーになった気持ちになって、子どもたちの状況やプロジェクトの効果を真剣に考えました。

各グループの発表について意見交換をした後、甲斐田さんから、実際にインドでストリートチルドレンを支援しているNGO「バタフライズ」の取り組みが紹介されました。ちょうどグループ課題の模範解答を聞くような形となり、その意義がとてもよく理解できたと思います。「バタフライズ」では、働く子どもたちを悪い形の搾取から守る、職業訓練をする、子どもが自分たちで運営する事業や組合の組織化を支援するなどをしているそうです。

また、ペルー、コロンビアやセネガルで同様の活動をしているNGOの紹介がありました。日本の子どもたちについても、世界の子どもたちの活動と比べるともっと組織化されてよいのではないか、ということでした。

この日は、事前予約者8名を含め約20名の参加がありました。

(藤井幹夫)

第3回 (2/16)

グローバリゼーションで侵害される 子どもの権利

講師：大河内秀人(アユス仏教国際協力ネットワーク事務局長)

今、世界を席巻している「グローバリゼーション」というのは、所詮大企業、大国の利益を守ろうとしているもので、「環境破壊や

金融崩壊、経済破産をもたらすものでしかない」と講師自らの経験から熱っぽく訴えました。「難民というのは西側陣営にとって都合の良い存在だった」という講師の言葉はショックでした。



そして、国際社会での「援助大国日本」の立場、役割というものを改めて認識させられたのです。わが国がODAで格好良くばら撒いている大金は「私たちや子どもたちに大きなつげとなって返ってくることを知らなければならない」と講師は鋭く指摘し警鐘を鳴らしました。

最後に、現場を見てきたばかりの生々しいパレスチナからの報告は受講者にショックと驚きを与えました。日本の我々はあまりにもパレスチナ問題に無関心、無知であったことを知らされました。民族・宗教戦争ではなく「領土・人権問題」なのだという講師の指摘に目を改めて開かされた思いがしました。受講者も時間も忘れて集中した講座でした。(藤木 武夫)

第4回 (2/23)

子どもの参加をどう支えるか ～地域・学校・市民団体などで実践的な課題を探る～

講師：喜多明人(NCRC代表、早稲田大学教授)

子どもの権利条約ネットワーク(以下NCRC)は、子どもの参加・意見表明の保障を目的として10年間活動してきた。活動を始めたきっかけは1989年に国連で制定された子どもの権利条約であり、準備期間を経たのち1991年にNCRCは設立された。今年の2001年11月で丸10年活動してきたことになる。



10年前の市民団体のイメージは行政に対する要求団体であった。しかし90年代後半以降、要求するだけではなく市民団体自身が行政に代わる活動を行うようになってきた。NPOが学びの場を提供し、学校現場の一部を担うようになり、行政とNPOの協働が目されるようになってきた。これは行政にできないことを民間がやるということで、フリースペースや子ども虐待防止などに取り組む子どもNPOの活動の場が広がってきた。NCRCはそうした状況を背景にして、直接子どもを支援しエンパワメント(力をつける)することを目的にして活動をすすめてきた。

活動を根付かせる上で大事なものは、おとなが活動を仕向けるのではなく、子どもや若者の動きそのものを本人たち自身から起こすことである。

例えば、この4月から施行される「川崎市子どもの権利条例」は、9名の子どもと共に作ったものであり、おとなとの協働作業によって対話を重ねたことで子どもの視点が盛り込まれることになった。現在ではさらに子ども達自身から、条例を広める活動が進められている。こうした社会参加によって、子ども自身が自分に対する信頼感や世代としての自信を取り戻し、そこから前向きに参加していく。こうした取り組みは今後さらに重要になってくるだろう。

そのためには、おとなは何ができるのかを常につきつめていくことが大切である。子ども自身の居場所を作るためにも、家庭や学校だけでなく、地域社会へ子どもがもっと参加していいと思う。(林大介)

「子どもの権利条約フォーラムinあおもり」開催に向けて

15年ぶりの大雪だった青森の街は今、4月下旬に予想される桜の開花を待ち望んでいるところ。この街で子どもの権利条約関連のアクションを起こしてもう8年になる。相変わらず、子どもの世界を想像する力が欠けているのはどこも同じらしい。

さて、21世紀最初の子どもの権利条約フォーラムを、本州最北端の青森県で開催するための準備委員会が去る3月8日に発足した。教育機関や福祉団体、子育てサークル、子ども劇場なども含めた準備委員会は、大学教員、弁護士の2名が代表。今後より広範な関係団体、

さとう ひでき (現地準備委員会事務局)

個人の参加を呼びかけ5月1日(火)には実行委員会を組織する。

フォーラムは11月24日(土)~25日(日)の2日間、今春青森駅前に誕生した青森市男女共同参画プラザを中心会場として開催の予定。できれば晩秋の、願わくば雪の降っている青森の街で皆さんをお迎えしたいナ…。

今後、本フォーラムまで5回程度のプレ・フォーラム(学習会)を積み上げ、子どもに関しての新たなネットワークづくりをめざしていきたい。

子どもの活動報告

—ドイツ・クレッツァー来日記念イベント—

「ここがおかしい選挙権年齢!!」を開催

松原 恵 (大学生)

3月28日、渋谷の東京ウィメンズプラザにて、RightsとNPO法人子ども劇場全国センターにより「ここがおかしい選挙権年齢!!」が開催された。ドイツの若者による団体、クレッツァーの16歳二人の来日を記念した、若者の政治参加のあり方を考えるイベントだ。

来日したのはポーラ・セル、メタ・ステファンの二人。「皆かつては子どもだった」とポーラは言う。自由やデモクラシーを幼年時代に経験しなければならぬ、そう主張するのだ。

政治に無関心な若者が増えていると言われる。「選挙権は基本的人権の一つ。生まれた時からその権利を有するという状況にしたい」。クレッツァーが選挙権年齢撤廃を訴えるのはこうした理由による。選挙権を有さないことで政治への興味が薄れ、そのために選挙権を有せない、その悪循環を断とうと立ち上がった若者たちが、メタであり、ポーラである。

「日本の教育現場では、政治システムは教えるが現実政治は教え

ない、ドイツではどうか」。コーディネーターを務めたRights幹事小林庸平の質問に対し、メタは「生徒の意見交換が活発であり、その前提知識は与えられる」と答える。また、パネリストの一人、Rights幹事林孝一は、「結果云々ではなく権利として(選挙権保有は)認められるべき」と発言し、メタもまた、「権利を保有することが重要なのであり行使するか否かは個人の問題」と言う。

会場からの質疑も盛んであった。「国の政治を通じずに社会に働きかけることは可能だ。子どもに選挙権を与えても、その投票が親の影響下に置かれてしまうことも十分に考えられる」という参加者の発言には、「可能性として権利を保有することが重要であって、生じ得るデメリットとメリット、どちらが重いかを考えてほしい」と訴えた。

「許可された者のみ投票する」現状から「したい者が投票できる」制度へ。風土の違いを超えここに一つの交流が生まれたことを、決して単なる「イベント」に留まらせてはならない。

BOOK GUIDE

ストップ! いじめ、虐待—子どもの悩みを受けとめる

『子どもオンブズパーソン

—子どものSOSを受けとめて—』

喜多明人・吉田恒雄・荒牧重人・黒岩哲彦編
日本評論社 定価1900円

☒子どもは待てない

自分の権利が侵害されていても、相談することもできずに苦しんでいる子どもたち。勇気を持って相談しても効果的な解決策をとってもらえない子どもたち。自分の権利が侵害されていることすらわからず放置されている子どもたち。

いま、おとなたちが気づかないままに、子どもたちがSOSを発しています。でも、気付かなかつたでは済まされません。子どものときにこそ、救済し、心の傷を癒しておくこと、そのことなしに人間的な回復はなされたとはいえないからです。

☒地域、自治体からの権利救済

そのような子どもの現実を正面から受けとめて、市民、市民団体

が動き始め、これに呼応して自治体も動き始めています。本書では、いま取り組みが開始されている川西市の「子どもの人権オンブズパーソン条例」など自治体レベルの実践やチャイルドラインなどの市民NGOレベルでの実践などを紹介し、子どもたちにとって身近な地域、自治体からの相談、救済活動の固有な意義を明らかにしていきます。

☒目次

- 1 子どもオンブズパーソンの開拓的实践
〈川西市・子どもの人権オンブズパーソン〉
- 2 各地で取り組む子どもオンブズパーソン活動
〈神奈川・東京・川崎・北海道・愛知〉
- 3 子どもの相談・救済活動をつなぐ
〈児童相談所・保健所・児童館・学校・子どもの人権専門委員・弁護士会〉
- 4 子どもホットライン・チャイルドライン
〈奥地圭子・牟田悌三・保坂展人ほか〉
- 5 子どもオンブズパーソンの国際的動向〈ノルウェーほか〉
- 6 子どもの権利救済のこれから〈荒牧重人〉



NCRCが後援・賛同・協力し、参加したイベント・会合などを掲載しています。

2001年2月～3月

※「○」は、事務所開設日（月・金/13:00～18:00）

2月	
2 金	○・第2期学習講座#1
3 土	フリースクール全国ネットワーク設立総会
5 月	○ 第9回運営委員会
9 金	○ 第2期学習講座#2
15 木	第2期学習講座#3
16 金	○
17 土	イベントのための第三回企画会議
19 月	○
23 金	○ 第2期学習講座#4
26 月	○ 児童の商業的性的搾取に関するシンポジウム 第2回世界会議に向けて（外務省、ユニセフ主催）
3月	
2 金	○
5 月	○ 事務局会議

8 木	「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」に関する第3回懇談会（日本ユニセフ協会主催）
9 金	○ イベントのための第四回企画会議
12 月	○
13 火	第10回運営委員会
16 金	○
19 月	○
23 金	○
24 土	第1回子どもNPO全国フォーラム（子ども劇場全国センター・三重県子どもNPOセンター、三重県共催）
26 月	○
28 水	クレツツァー来日記念イベント～ここがおかしい選挙権年齢!!（Rights・子ども劇場全国センター主催）
30 金	○ イベントのための第5回企画会議

「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」が開催されます!!

UNICEF(国際連合児童基金)、ECPAT及び子どもの権利条約NGOグループとの共催
2001年12月17-20日・横浜（パシフィコ横浜会議センター及び国立大ホール）

この会議は、1996年8月27日から31日まで、ストックホルムにおいて開催された第1回世界会議のフォローアップとして行うものです。第1回世界会議には122カ国、約20の国際機関、NGO関係者等、約2000人が出席し、「宣言」及び「行動のための課題」が採択されました。

この会議では、第1回世界会議において採択された「宣言」及び「行動のための課題」の実施状況を評価するとともに、「児童ポルノ」、「児童の性的搾取からの予防、保護及び回復」、「児童のトラフィック」、「民間セクターの役割と関与」、「立法と法執行」及び「性

的搾取者」を主要テーマとして、児童の商業的性的搾取の根絶に向けた活動強化の方途について話し合われる予定です。

（外務省ホームページ<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csec01/index.html>より引用）

ニュースレター54号お詫びと訂正

54号2頁～3頁執筆の要友紀子さんの肩書きは、「『有害社会環境』の規制を問う青年会議」の誤りでした。関係者の方々にご迷惑をおかけしたことをここにお詫びし訂正させていただきます。（ニュースレター編集担当 内田）

人間と性をめぐる教育と文化の総合情報誌

創刊 季刊 セクシユアリティ

一・四・七・一〇月発行 定価一五〇〇円（税込）（年間購読料六〇〇〇円（税込））

企画編集・・・人間と性/教育研究協議会 編集長・村瀬幸浩

特集「二〇〇〇の性」、「男のセクシユアリティ」、「子育てのなかの性」、「マイノリティの性」など

お問合せ **エイデル研究所**
〒102-0073千代田区九段北4-1-11 ☎03(3234)4641

日本評論社

子どもオンズバースン

子どもSOSを受けとめよう

喜多明人・荒牧重人・吉田恒雄・黒岩哲彦/編 3月中旬刊! 予価1800円

いじめや体罰・虐待のなか、不登校・ひきこもり、キレる子。ギリギリのところまで彼らが発するSOSを受けとめる相談活動が注目を集めている。川西市の実践や川崎市、取組み、市民の活動を紹介し、全国展開への課題を提起する。

<http://www.nippyo.co.jp>
サービスセンター ☎0492-74-1780（価格は税別）
〒170-8474豊島区南大塚3-12-4

「子どもの権利条約」No.55

2001年4月15日発行

★発行（隔月刊）
子どもの権利条約ネットワーク
Network for the Convention on the Rights of the Child
〒105-0022 東京都港区海岸1-6-1-831
TEL 03-3433-7990
FAX 03-3433-7369
（事務所受付時間/月・金13:00～18:00）
ホームページ
<http://www.ne.jp/asahi/crc/network/>

★発行人 喜多明人
★編集人 内田塔子
★年会費 4000円 学生2000円
18歳未満1000円
定期購読4000円
*郵便振替 00180-2-750150
★印刷 (株)第一プリント